

内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)の登録について

ソニー銀行株式会社(代表取締役社長：住本 雄一郎／本社：東京都千代田区)は、2021年1月15日付で、消費者庁の「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」の登録事業者となりましたのでお知らせいたします。

「内部通報制度認証(自己適合宣言登録制度)」とは、企業の内部統制およびコーポレート・ガバナンスの重要な要素である内部通報制度の適切な整備・運用の促進を図るため、2019年より消費者庁が導入した制度です。事業者が自らの内部通報制度を評価して認証基準に適合していると判定した場合、指定登録機関への申請および同機関による確認を経て、指定登録機関が当該事業者を自己適合宣言登録事業者として登録し、WCMS(*) マークの使用を許諾します。

(*)「Whistleblowing Compliance Management System」の略



当社は、当社や子会社の役員、社員、派遣社員などが、会社の決定や方針、事業活動その他の行為について、法令や社内規則などに違反している(あるいは違反のおそれがある)と考える場合、当社が指定する窓口はその旨を通報することができる社内通報制度を設けています。また、情報提供者を保護するための適切な措置を講じ、報告された情報を厳重に管理したうえで所要の対応を行っています。

以 上